

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
大阪日本語教育センター土地建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号	大阪日本語教育センターに係る土地及び建物の賃借であり、他に代替性がなく競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	52,406,052	—	—	本機構の大阪日本語教育センターの敷地及び建物であり、代替性のない土地及び建物について地方公共団体より賃借するものであるため	5	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(韓国・ソウル)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区瑞草洞 1319-11	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	19,547,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(韓国・釜山)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市釜山鎮区田浦2洞 660-1番地	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	11,280,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
日本学生支援機構東北支部事務所賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	三菱地所株式会社 宮城県仙台市国分町3丁目6番1号	平成24年5月に賃借を開始した本機構東北支部に係る事務所の契約期間満了に伴う再契約であり、今次に事務所を移転することは不利と認められることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第3号(競争に付することが不利と認められる場合)に該当するため	非公表	8,680,608	—	—	競争に付することが不利と認められるため	14	
金沢国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	石川県 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	本契約は金沢国際交流会館の敷地を同会館建物合築先の石川県に建物の面積割合に基づき賃貸するものであり、他に代替のない土地の賃貸であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	6,597,550	—	—	本機構が所有する金沢国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	5	会館の売却に向けて検討中
大分国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	別府市 大分県別府市上野口町1番15号	本機構が所有する大分国際交流会館に係る敷地の賃借であり、他に代替性がなく競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	6,447,000	—	—	本機構が所有する大分国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	5	会館の売却に向けて検討中
本部事務所建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	本部事務所に係る建物の賃借であり、他に代替性がなく競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	5,471,540	—	—	本機構本部の不動産の賃借という代替性のない賃貸借契約であるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(台湾・台北)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	財団法人語言訓練試験中心 台北市辛亥路二段170號	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	4,405,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
福岡国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神一丁目 8番1号	本契約は福岡国際交流会館の敷地を同会館建物合築先の福岡市に建物の面積割合に基づき賃貸するものであり、他に代替のない土地の賃貸であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	4,070,849	—	—	本機構が所有する福岡国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	5	会館の売却に向けて検討中
ORACLEデータベース保守支援	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田6-15-12 外神田センタービル	ORACLEデータベースの製造元であるORACLE社は購入時の代理店を保守業者として指定しているため、本調達の実質は競争を許さず、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,470,817	—	—	製造元の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(インドネシア・ジャカルタ)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	インドネシア大学日本研究センター Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	3,404,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成26年度TCSソフトの保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21番地	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、「延滞債権管理システム(TCS)」を開発し、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,045,600	—	—	著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
平成26年度韓国事務所賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	又醒開発株式会社 ソウル特別市鐘路区雲泥洞98-78	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,979,900	—	—	本機構の韓国における留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえて選定した場所及び建物について外国で賃貸するため	19	
平成26年度マレーシア事務所賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	Smart Performance Sdn. Bhd. No.345,Alsagoff,82000 Pontian, Johor Darul Takzim,Malaysia	本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,304,000	—	—	本機構のマレーシアにおける留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえて選定した場所及び建物について外国で賃貸するため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(マレーシア・クアラルンプール)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	マレーシア元留日学生協会 (JAGAM) No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,146,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
札幌国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	札幌市 札幌市中央区北1条西2丁目	本機構の札幌国際交流会館敷地を同会館建物合築先の札幌市に建物の面積割合に基づき賃貸するものであり、他に代替のない土地の賃貸であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,958,149	—	—	本機構が所有する札幌国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	5	会館の売却に向けて検討中
平成26年度ALMシステム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	アビームコンサルティング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	「ALMシステム」を開発し著作権を有する者でなければ保守を実施することができず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,944,000	—	—	著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(インド・ニューデリー)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	インド文部省留學生協会(MOSAI) 1209-1211, 12th Floor New Delhi House 27,Barakhamba Road New Delhi India	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,766,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(インドネシア・スラバヤ)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	国際文化交流センター Lotus Regency, Ketintang Baru Selatan Street 1A/23 (F7), Surabaya Indonesia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,626,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(タイ・バンコク)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	タイ国元日本留學生協会 (OJSAT) 408/65 Phaholyothin Place Building, 16th Floor, Phaholyothin Rd., Phayathai, Bangkok, Thailand	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,605,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	
平成26(2014)年度日本留学試験国外実施業務(香港)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月1日	香港日本文化協会 香港中環干諾道19-20號馮氏大廈1字樓	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,188,000	—	—	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26(2014)年度日本留学フェア(大学間交流促進プログラム:欧州)に係る展示スペースの申込み	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月14日	特定非営利活動法人JAFSA(国際教育交流協議会) 東京都新宿区早稲田鶴巻町538 平成ビル	本フェアについては、JAFSA(国際教育交流協議会)が主催者であるNAFSAに対して展示スペースの確保及び申込等を行うことになっており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため なお、本機構は平成25年8月9日付でJAFSAと実施に関する覚書を締結しており、JAFSAからの請求(平成26年4月14日付)に基づき当該経費をJAFSAに送金することになる	非公表	2,679,428	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAに対してJAFSA(国際教育交流協議会)が展示スペースの確保及び申込等を行うことになっており、他に委託することが許されないため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(大学間交流促進プログラム:北米)実施に係るブースの設営及び資料返送	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年4月21日	Freeman 1000 Elmwood Park Blvd., New Orleans, LA 70123 United States of America	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,715,928	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており他に委託することが許されないため	19	
奨学金業務システム「JSAS」のドキュメント整備を含む分析業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年5月30日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂一丁目6番27号	奨学金業務システムのハードウェア・ソフトウェアは、日立キャピタル株式会社との契約によるリース物件であるため、同社より指定される稼働維持支援業者となっている株式会社日立製作所以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	12,528,000	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(インドネシア、ジャカルタ)に係る会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年5月7日	Jakarta Convention Center (JCC) Jl. Gatot Subroto, Jakarta 10270, Indonesia	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	894,873	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(インドネシア、スラバヤ)に係る会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年5月7日	Sheraton Surabaya Hotel Jl. Embong Malang 25-31, Surabaya 60261, Indonesia	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	872,200	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(タイ)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年6月6日	タイ国元日本留学生協会(OJSAT) 408/65 16th fl. Phahonyothin Place Phahonyothin Road, Samsennai, Phayathai, Bangkok 10400 Thailand	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	8,830,974	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
旧インターネットシステムサーバ等一式の撤去	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年6月20日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号	本件で調達する作業の対象であるインターネットシステムサーバ等は、NTTファイナンス株式会社とのリース契約により、平成21年4月1日から平成26年3月31日までリースされたものであり、同社の指定する者以外では作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,661,040	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行ければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの